



17月

17月

- 一、米飛炭坑従業員労働争議
- 一、延壽館ホテル女中労働争議
- 一、嘉穂自動車株式会社従業員労働争議

左記情報別紙の通御報告申上候

記

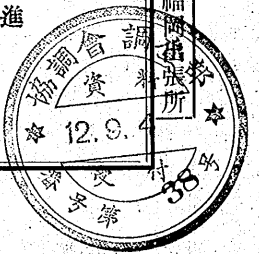
協調會常務理事 長岡 保太郎 殿

發第一八九號

昭和十二年八月三十一日

福岡出張所長 清原 進

財團法協調會福岡出張所



財團法協調會福岡出張所

不承知の事柄は下記の通りである。昭和十二年八月三十一日現在、本協会の管内に、米飛炭坑、延壽館ホテル、嘉穂自動車株式会社等の労働争議が起つて、労働者の生活に甚大の影響を及ぼして居る。本協会は、労働者の利益を擁護し、労資間の調和を期すべく、各労働争議に積極的に介入し、調停斡旋の努力を盡して居る。茲に、各労働争議の概況を報告する。一、米飛炭坑労働争議。本協会の管内に、米飛炭坑がある。同炭坑の従業員は、賃金、労働時間、福利厚生等について、経営者と交渉し、改善を求め、労働争議を起して居る。本協会は、労働者の代表として、経営者と交渉し、調停斡旋の努力を盡して居る。二、延壽館ホテル労働争議。同ホテルの女中労働者は、賃金、労働時間、福利厚生等について、経営者と交渉し、改善を求め、労働争議を起して居る。本協会は、労働者の代表として、経営者と交渉し、調停斡旋の努力を盡して居る。三、嘉穂自動車株式会社労働争議。同株式会社の従業員は、賃金、労働時間、福利厚生等について、経営者と交渉し、改善を求め、労働争議を起して居る。本協会は、労働者の代表として、経営者と交渉し、調停斡旋の努力を盡して居る。